破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６２号
北海道室蘭市知利別町２丁目８番２号
債務者　本間　一貴
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第５８号
群馬県太田市下浜田町715番地、前住所群馬県太田市小舞木町466番地４　ウッディ小舞木102号
債務者　星野　諒子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２２号
新潟県上越市港町１丁目２番９号
債務者　田村　　忍
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第４９号
香川県東かがわ市小磯75番地
債務者　六車　和泰
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第９２号
香川県高松市寺井町1104番地２
債務者　伊東　美香（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７９号
福岡県久留米市善導寺町島1040番地３　サンマリノ善導寺203号
債務者　久冨　康博
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１３６号
仙台市太白区富沢１丁目７番30号　セフィラＨＡＧＡ101
債務者　相澤　和彦
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２３３号
仙台市宮城野区原町４丁目５番25号
債務者　荒川　一雄
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２９５号
宮城県黒川郡大衡村大衡字塩浪３番地34
債務者　佐々木京子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３１７号
仙台市若林区木ノ下４丁目３番20号　アーバンハウス奈良坂201
債務者　今野　竜夫
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６８号
茨城県桜川市真壁町真壁140番地２
債務者　近藤　英司
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第８６号
茨城県常総市向石下243番地９　中川アパートＡ―206
債務者　清野　　正
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第８８号
茨城県古河市上辺見1115番地11　さくら荘203号
債務者　土田　彩世
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第８９号
茨城県結城郡八千代町大字東蕗田684番地13
債務者　鈴木　明子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１００号
茨城県古河市関戸1790番地91
債務者　中山　一之
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１０２号
茨城県古河市西牛谷844番地25　レオパレスシャトルみすみ204号、前住所茨城県古河市東山田1815番地317
債務者　吉田　知美（旧姓仁平）
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１０３号
茨城県結城市新福寺１丁目４番地17　ウエストＭ104、前住所茨城県結城市大字結城11753番地63　ケーズビル301
債務者　ＩＭＯ環境整備こと　本吉　輝一（旧姓柴山）
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部